日本スポーツ少年団顕彰に関する推薦内規

1　市町村スポーツ少年団表彰

設置年度の古い順に推薦する。

2　登録者表彰

（1）　県スポーツ少年団顕彰を受けた者の中から推薦する。

（2）　年齢 45 歳以上（４月１日現在）で、登録歴が 20 年以上の者を推薦する。該当者が複数いる場合は、顕彰受賞年度の早い者を優先する。

また、顕彰受賞年度が同じ場合は、登録歴の長い者を優先し、さらに登録歴が同じ場合は、年齢の上の者を優先とする。

なお、その年度において、同一市町村からは、１人とし２年連続して同じ市町村からは推薦しない。

（3）　通算して同一単位団からは、１人とする。ただし、特に功績の有る者については、同一単位団で顕彰を受けた者がいる場合であっても、10 年以上が経過していればこの限りとしない。

3　退任登録者表彰

県スポーツ少年団顕彰を受けた者で常任委員以上を経験した者が退任した時に推薦する。

4　この内規に定めるものの他、必要事項は、その都度定める。

平成８年３月 11 日
平成９年 11 月 11 日：一部改正
平成 11 年３月 15 日：一部改正
平成 17 年３月７日　：一部改正
平成 21 年４月 28 日：一部改正
令和２年４月 22 日　：一部改正